

商標法に関するシンガポール条約の説明書

外

務

省

一 概説.....  
 1 条約の成立経緯.....  
 2 条約締結の意義.....  
 3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務.....  
 4 早期国会承認が求められる理由.....  
 5 他の国際約束との関係.....

二 条約の内容.....  
 1 略称.....  
 2 この条約が適用される標章.....  
 3 出願.....  
 4 代理及び送達のための宛先.....  
 5 出願日.....  
 6 二以上の類に属する商品又はサービスに係る单一の登録.....  
 7 出願及び登録の分割.....  
 8 書類.....  
 9 商品又はサービスの分類.....  
 10 氏名若しくは名称又は住所の変更.....  
 11 権利の移転.....  
 12 誤りの訂正.....

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
条約の成立経緯.....	条約締結の意義.....	条約の締結により我が国が負うこととなる義務.....	早期国会承認が求められる理由.....	他の国際約束との関係.....	.....	.....	.....	商品又はサービスの分類.....	氏名若しくは名称又は住所の変更.....	権利の移転.....	誤りの訂正.....
概説.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
一 概説.....	二 条約の内容.....	三	四	五	五	四	四	四	四	四	五

登録の存続期間及び更新	13
期間を遵守しなかつた場合の救済措置	14
パリ条約を遵守する義務	15
サービス・マーク	16
使用権の記録の申請	17
使用権の記録の修正又は取消しの申請	18
使用権が記録されていないことの影響	19
使用権の表示	20
却下し、又は拒絶しようとする場合の意見	21
規則	22
管理条項	23
最終条項	24
三　条約の実施のための国内措置	七
(参考)	八

## 一 概説

### 1 条約の成立経緯

(1) 平成元年（千九百八十九年）より世界知的所有権機関の専門家会合において、商品に関する標章（商標）、サービスに関する標章（サービス・マーク）並びに商品及びサービスの双方に関する標章（以下「商標等」という。）に係る登録の出願及び登録に関する各国の制度を調和させ、これらの手続の簡素化を図ることを目的とする条約の草案が検討され、平成六年（千九百九十四年）にジュネーブで開催された外交会議において、商標法条約が採択された。我が国は、平成九年（千九百九十七年）に同条約を締結し、同条約は、同年四月一日に我が国について効力を生じた。

(2) 商標法条約が採択された後に生じた電子出願手続等の新たなニーズに対応するため、平成十四年（二千二年）から世界知的所有権機関に設置された商標、意匠及び地理的表示の法律に関する常設委員会において検討が行われ、平成十八年（二千六年）三月にシンガポールで開催された外交会議においてこの条約が採択された。

### 2 条約締結の意義

この条約は、商標等に係る登録の出願及び登録に関する手続について締約国が求めることができる要件等について定めるものである。我が国がこの条約を締結することは、商標等の保護を国際的に促進するとの見地から有意義であると認められる。

### 3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により、商標法条約上の義務に加えて我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 視認することができる標識によつて構成される商標等のみでなく、視認することができない標識等によつて構成される商標等に係る手続についてこの条約の規定を適用すること。
- (2) 電子手続に対応した書類の提出について、この条約の規定に従つて制度を整備すること。
- (3) 出願人等が出願又は登録に関する手続における行為のための期間を遵守しなかつた場合における救済措置について定めること。
- (4) 使用権の記録の申請等に関する手続について、この条約の規定に従つて制度を整備すること。

なお、この条約は、一部の規定について適用しない旨等の宣言を行うことを認めてい。我が国は、防護標章（登録された著名な

商標等については、当該商標等を使用していない商品又はサービスについても防護標章登録を認め、他人の使用を禁止することができる制度)について、この条約の規定の一部を適用しない旨の宣言を行う予定である。

#### 4 早期国会承認が求められる理由

この条約は、平成二十一年（二千九）年に発効し、平成二十七年（二千十五）二月一日現在、三十七箇国及び一政府間機関が締結している。各締約国は、この条約に従つてそれぞれの商標等に係る登録の出願及び登録に関する手続を国際的に調和させることにより出願人等の事務の負担を軽減させており、それにより、自国民又は自国の企業の国際競争力を高めてきている。我が国においても、この条約に従つて我が国の手続をこの条約の締約国の手続と調和させることにより、我が国の国民又は企業の国際競争力を強化することが重要である。また、我が国がアジアの国々を始めとする新興国に対し、この条約を締結するよう促すことにより、我が国の国民又は企業がこのような新興国で円滑に商標等を登録し、及び適切に活用することができる環境を整備することも重要な要素である。よって、我が国としてはこの条約を早期に締結することが望ましい。

#### 5 他の国際約束との関係

(1) 工業所有権の保護に関するパリ条約（以下「パリ条約」という。）（昭和五十年（千九百七十五）十月一日に我が国について効力発生）

この条約の締約国は、パリ条約の商標等に関する規定を遵守することが義務付けられている。

(2) 標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定（以下「ニース協定」という。）（平成二年（千九百九十一年）二月二十日に我が国について効力発生）

この条約の締約国は、ニース協定に基づいて作成された商品及びサービスの国際分類（以下「ニース分類」という。）の二以上 の類に属する商品又はサービスに係る出願が一の願書で行われることを受け入れることが義務付けられている。

(3) 商標法条約（平成九年（千九百九十七）四月一日に我が国について効力発生）

この条約及び商標法条約の双方を締結している国との間の関係においては、この条約のみを適用する。また、この条約及び商標法条約の双方を締結している国とこの条約の締約国でない商標法条約を締結している国との間の関係においては、商標法条約を引

き続き適用する。

## 二 条約の内容

この条約は、本文三十二箇条から成り、その概要は、次のとおりである。

### 1 略称（第一条）

この条約の適用上の用語（「出願」、「書類」等）について定義している。

### 2 この条約が適用される標章（第二条）

(1) 締約国は、自国の法令により標章として登録することができる標識等によつて構成される標章について、この条約を適用する。  
(2) この条約は、商品に関する標章（商標）、サービスに関する標章（サービス・マーク）並びに商品及びサービスの双方に関する標章について適用する。

### 3 出願（第三条）

(1) 締約国は、願書に出願人の氏名又は名称及び住所を記載すること、標章の使用意思に関する宣言書を添付すること等を要求することができるが、出願に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができない。  
(2) 二以上の商品又はサービスに係る出願については、当該商品又はサービスがニース分類の一の類に属するか二以上の類に属するかにかかわらず、一の願書で行うことができる。

### 4 代理及び送達のための宛先（第四条）

(1) 締約国は、自国の領域内に住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所のいずれも有していない出願人等に対し、自國の官庁に対する手続をとるに際し代理人によって代理されるか又は自国の領域内に送達のための宛先を有するよう要求することができる。  
(2) 締約国は、出願人等に対し自国の官庁に対する手続において代理人によって代理されることを認め、又は要求する場合には、出願人等の氏名又は名称を記載した委任状において代理人を選任するよう要求することができる。委任状は、一又は二以上の出願又は登録に係るものとすることができる、また、当該出願人等に係る既存の及び将来の全ての出願又は登録に係るものとすることができる。

きる。

5 出願日（第五条）

締約国は、出願人を特定することができる表示等を受理した日を出願日として認めなければならず、出願日に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができない。

6 二以上の類に属する商品又はサービスに係る单一の登録（第六条）

ニース分類の二以上の類に属する商品又はサービスが一の願書に記載されている場合には、この出願は、一の登録をもたらす。

7 出願及び登録の分割（第七条）

(1) 出願の分割は、標章の登録に関し官庁が決定するまでの間等の期間中認められる。

(2) 登録の分割は、第三者が官庁に対して登録の有効性を争う手続等の期間中認められる。

8 書類（第八条）

(1) 締約国は、自国の官庁が受理する書類の送付手段を選択することができるものとし、書面に記載された書類、電磁的形態の書類又はその他の形態の書類を認めるかどうかを選択することができる。

(2) 締約国は、書類が自国の官庁によつて認められた言語で記載されるよう要求することができる。

9 商品又はサービスの分類（第九条）

(1) 登録及び官庁が行う公告については、ニース分類の類に従つて類別された商品又はサービスの名称を表示する。

(2) 商品又はサービスは、登録又は官庁が行う公告においてニース分類の同一の類に表示されているという理由によつては、互いに類似するものと認めることができない。

10 氏名若しくは名称又は住所の変更（第十条）

(1) 締約国は、標章登録簿における名義人の氏名若しくは名称又は住所の変更の記録等の申請書に名義人の氏名又は名称及び住所を記載すること等を要求することができるが、当該申請に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができない。

(2) 変更の記録は、当該変更が二以上の登録又は出願に係るものであつても、一の申請書で求めることができる。

11 権利の移転（第十一条）

- (1) 締約国は、標章登録簿における権利の移転の記録等の申請書に名義人の氏名又は名称及び住所を記載すること等を要求することができるが、当該申請に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができない。
- (2) 移転の記録は、当該移転が二以上の登録又は出願に係るものであっても、一の申請書で求めることができる。

12 誤りの訂正（第十二条）

- (1) 締約国は、申請書における誤りであつて標章登録簿等に反映されるものの訂正等の申請書に名義人の氏名又は名称及び住所を記載すること等を要求することができるが、当該申請に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができない。
- (2) 誤りの訂正は、当該訂正が二以上の登録又は出願に係るものであつても、一の申請書で求めることができる。

13 登録の存続期間及び更新（第十三条）

- (1) 締約国は、登録の更新の申請書に名義人の氏名又は名称及び住所を記載すること等を要求することができるが、当該申請に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができない。
- (2) いからなる締約国の官庁も、登録の更新に際し実体について審査することができない。
- (3) 登録の最初の存続期間及び各更新の存続期間は、十年とする。

14 期間を遵守しなかつた場合の救済措置（第十四条）

- (1) 締約国は、出願又は登録に関する自国の官庁に対する手続における行為のための期間の満了前に当該期間の延長についての申請書が当該官庁に提出された場合には当該期間を延長する旨を定めることができる。
- (2) 締約国は、出願人等が出願又は登録に関する自国の官庁に対する手続における行為のための期間を遵守しなかつた場合において救済措置についての申請書が当該官庁に提出されたときは、当該期間の延長、当該出願又は登録に関する処理の継続等救済措置をとる旨を定める。

15 パリ条約を遵守する義務（第十五条）

締約国は、パリ条約の規定で標章に関するものを遵守する。

## 16 サービス・マーク（第十六条）

締約国は、サービス・マークを登録し、パリ条約の商標に関する規定をサービス・マークについて適用する。

## 17 使用権の記録の申請（第十七条）

- (1) 締約国は、使用権の記録の申請書について規則で定める要件に従つて提出すること等を要求することができるが、当該申請に關しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができない。
- (2) 使用権の記録は、当該使用権が二以上の登録に係るものであつても、一の申請書で求めることができる。

## 18 使用権の記録の修正又は取消しの申請（第十八条）

- (1) 締約国は、使用権の記録の修正又は取消しの申請書について規則で定める要件に従つて提出すること等を要求することができるが、当該申請に關しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができない。
- (2) 使用権の記録の修正又は取消しは、当該修正又は取消しが二以上の登録に係るものであつても、一の申請書で求めることができます。

## 19 使用権が記録されていないことの影響（第十九条）

- 締約国の官庁又は他の当局において使用権が記録されていないことは、使用権の対象となる標章の登録の有効性又は当該標章の保護に影響を及ぼすものではない。

## 20 使用権の表示（第二十条）

- 標章が使用権に基づいて使用されている旨を表示するよう締約国の法令が要求している場合において、この要求を満たしていないことは、使用権の対象となる標章の登録の有効性又は当該標章の保護に影響を及ぼすものではない。

## 21 却下し、又は拒絶しようとする場合の意見（第二十一条）

- 官庁は、出願又は権利の移転等の申請に関し、却下し、又は拒絶しようとすることについて合理的な期間内に意見を述べる機会を出願人又は申請人に与えることなく、その全部又は一部を却下し、又は拒絶することができない。

## 22 規則（第二十二条）

規則には、この条約の規定を実施するためには有用な細目、事務的な要件、事項又は手続等に関する規定を設ける。

23 管理条項（第二十三条及び第二十四条）

総会及び国際事務局について規定している。

24 最終条項（第二十五条から第三十二条まで）

この条約の改正又は修正の手続、締約国となるための手続、効力発生、留保、廢棄、言語、署名、寄託者等について規定している。

### 三　条約の実施のための国内措置

- 1 この条約の実施のため、特許法等の一部を改正する法律案が今次国会に提出されることとなつていてる。
- 2 この条約の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参考)

八

1 採択 平成十八年三月二十七日 シンガポールにおいて採択

2 効力発生 平成二十一年三月十六日

3 署名国 五十四箇国

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルキナファソ、カメールーン、中央アフリカ、中華人民共和国、コング民主共和国、コング共和国、コスタリカ、クロアチア、チエコ、デンマーク、ドミニカ共和国、エストニア、フィンランド、フランス、ガーナ、ギニア、ハイチ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、ケニア、キルギス、ラトビア、レバノン、リトニア、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル、マリ、モーリタニア、メキシコ、モルドバ、ニュージーランド、北朝鮮（\*）、パプアニューギニア、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、セネガル、シンガポール、スペイン、イスラエル、タジキスタン、トーゴ、トルコ、ウクライナ、英國、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン

（\* 我が国は、国家として承認していない。）

4 締約国 平成二十七年二月一日現在 三十七箇国及びベネルクス知的財産機構

アルメニア、オーストラリア、ベルarusia、ブルガリア、クロアチア、デンマーク、エストニア、フランス、ドイツ、アイスランド、イラク、イタリア、カザフスタン、キルギス、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンゴル、オランダ、ニュージーランド、ポーランド、ルーマニア、ロシア、セルビア、シンガポール、スロバキア、スペイン、スウェーデン、イスラエル、タジキスタン、ウクライナ、英國、アメリカ合衆国、ベネルクス知的財産機構